

高松家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時

令和5年12月15日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

開原亜希子、小早川龍司、長町協子、細川充、前田巖、宮脇文、村上典子、
山下直子、和家剛

(2) ゲストスピーカー

家事調停委員2名

(3) 説明者

土井環（総務課課長補佐）

(4) 事務担当者

小野理恵子（首席家庭裁判所調査官）、松岡正樹（首席裁判所書記官）、佐野
精治（事務局長）、柏井泰人（事務局次長）、田中泰史（総務課長）、佐古美雪
（総務課係員）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者、△ゲストスピーカー）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「家事調停委員の人材確保について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明を行うとともに、家事調停委員であるゲスト
スピーカー2名から、家事調停委員となった経緯や求められる人材等につ
いての意見が述べられた。

イ 質疑応答及び意見交換

■本日のテーマ及びゲストスピーカーに対する質問をお伺いしたい。

○本業と調停委員との時間のかけ方を伺いたい。

△本業は土日も含めて業務に従事しているが、調停期日がいつ入ってもいいように職場にはバックアップしてもらっており、時間のやりくりが辛いことはない。

○調停委員に法律的な知識はどの程度求められるものなのか。

△任命当初からの法律的知識は必要ない。関連書籍を読んだり、相調停委員との打合せや裁判官との評議の中で法律的知識はブラッシュアップされていくので、好奇心があれば問題ないと思う。

●任命後に、養育費や婚姻費用等についての考え方や法律的知識を付与する研修が用意されている。また、文献に掲載されていない事項や判例等の知識として必要な事項については裁判官が支援するため、法律的な知識がない方であっても安心していただいいてよいと思う。

○知人から調停委員になることを勧められたとお伺いしたが、その方は調停委員なのか。

△現役の調停委員から勧められた。

○実際のところ、調停委員からの声掛けで調停委員になる方は多いのか。

△自分以外にも調停委員からの声掛けがきっかけで調停委員になった方がいる。また調停委員を退任される方が自分の勤めていた企業の後輩を推薦することもよくあると聞いている。

○令和3年に調停委員のリクルートに関するプロジェクトチームを立ち上げるまでは、調停委員による声掛けが多数だったという理解でよいか。

●これまでは調停委員による声掛けで人材が確保できていたと理解している。

○説明の中で、社会情勢の変化により解決が難しい家事調停事件が増えていると紹介していたが、調停委員において家事調停事件の内容が変化しているという実感があればお話しいたきたい。

△共働き世帯が増えていると感じている。また、父親が親権を求めるケースが増えたり、以前は男性による不貞行為が離婚原因となるが多かったが、

女性の不貞行為も増えていると感じている。さらに、外国籍の方の調停利用も増えている。

△裁判所職員として調停委員と接していた時点から私が調停委員になる約10年間で、子の監護をめぐる事件や遺産分割調停が増加している。一昔前は社会経験豊富な調停委員が助言することで調停が成立していたが、近年はSNS等の利用により当事者の知識が豊富になっていることもあり、当事者双方が各々の権利を主張するようになることで、解決が難しい調停が増えてきたと思う。

○調停委員に向いている性格などがあれば伺いたい。

△本業でよく人から相談を受けている姿を見て、知人は私に調停委員になることを勧めたのではないかと思っており、人の話を聞くことが好きであることは必要だと思う。また、解決に向けてどのような方法があるだろうかとか、どのような言葉で当事者に提案すればよいだろうかなどと好奇心を持って考えられることも必要だと思う。

△それに加えて自分の意見に固執しないことが大切である。自分の価値観を押し付けず、相調停委員の視点も取り入れながら柔軟に考えられる方や、当事者と話す際に共感しながら聞くことができる方が望ましいと思う。

○そのために日頃から気を付けていることがあれば教えていただきたい。

△日常生活で一番会話をする妻の意見を自分の価値観で跳ね返さず聴くようにすることで、調停においても良い結果につながっているように思う。

△調停委員は普通の人でないといけないと思っている。子育てや親の介護は共感の材料になるし、友人との会話や本業で接する情報は、調停に役立つものだという意識を日頃から持っている。

○今は父親の育児参加が増え、両親共に子育てに関わっているという意識がある反面、離婚した夫婦が面会交流をめぐる争う場面が容易に想像できる。私は、保育の現場でそのような状況にある方と接することがあるが、その際

には共感して思いを受け止め、提案したりしながら関わるようにしている。
子どもを取り巻く問題に対し、調停委員が関与することで問題が解決する事例が多いのか、又は調停委員にとっても難しいのかを伺いたい。

△家庭内で夫婦だけで話し合っても上手くいかないのが当たり前で、調停委員という第三者が話を聞くことが当事者にとってのガス抜きになっていると思う。先日、当事者から、夫婦だけで話し合っても、お互いに正しいと思っているから相手の話を聞くことができないが、調停では調停委員が否定せずに意見を聞いてくれるし、話すことで自分の考えが整理できた、調停を利用して良かったと言ってもらった。中立的な立場である調停委員が、当事者自らの問題を解決に導く力を引き出しながら話を聞き、主張の整理をすることで、裁判所が示した解決案を受け入れてもらうことができる。もし、紛争を抱えている人がいれば、調停を利用することを勧めたいと思う。

△今の意見に尽きると思う。

■当事者が調停委員と話をする中で自分たちの問題に気づき、自ら解決していくことができる点が調停制度の良いところで、調停委員たちはそのために長い時間を費やして一生懸命話を聞いてくれている。

それでは、意見交換に移りたい。本日ゲストスピーカーとして参加していただいた両委員のように優れた成果を挙げられている方も、スーパーマンではなく、普通の人であり、そのような普通の人に調停委員という立場で仕事をしていただく必要があるところ、現在はその人材を確保していくことが難しくなりつつある。人材確保については、委員の所属する組織や関係機関にも共通する問題かもしれないが、是非知恵をお借りしたい。

高齢化社会が進む中で、60歳代の方々が現役で活躍することについて委員の属している職場や組織の方はどのようなイメージをお持ちなのかについて実情を伺いたい。

○本日のテーマについて、当初は法律的な知識を有する法科大学院を卒業した人に働き掛けるのかなと思っていたが、調停委員の体験談を聞き、カウンセラーのようなヒューマンスキルを有する人が相応しいと思った。本業との両立についての不安を解消することや漫画を利用するといったようなイメージ戦略も必要だと思う。

■今までは定年を迎えた後の社会参加を目的として調停委員を志望する人が多かったが、定年延長により60歳を超えても企業等で勤め続けることが当たり前になっているのだろうか。

○私の勤める会社では、60歳から1年契約の再雇用により65歳まで働くスタッフがほとんどである。私が所属する業界全体でも、人材確保に非常に頭を悩ませており、コマーシャルを流す程度で妙案がない状況にある。

募集対象者の年齢に関して、いつから任命時40歳から70歳未満という要件になっているのかお聞かせいただきたい。

■年齢要件は法律で定められている。これまでは定年退職した方や自営業の方といった時間の都合がつく方をターゲットに声掛けをしてきた。

○長寿社会というか60歳を過ぎても元気な方が多く、勤労意欲もあって、定年後も会社に残って働き続ける人が非常に多い現状を考えると、年齢要件に問題があるのではないかと思う。しかし、要件を簡単に撤廃できるものでもないので、募集方策を検討すべきだと思う。チラシやパンフレットを作成したという説明があったが、どのくらいの部数をどこに配布したのか、それからSNS等を利用した周知をしているのかということをお聞かせいただきたい。

●市のホームページに調停委員の募集について掲載している家庭裁判所もあり、様々な方法が採り得るところではあるが、当庁はパンフレットとチラシを臨床心理士会等に直接持参するところから始めた。

■働き掛け不足だったという側面もあると思う。

●どのようなSNSを利用すれば募集に応じていただける可能性が高いのか。

●前回の家庭裁判所委員会で取り上げた家裁調査官の場合は、各庁レベルで採用につながるような広報活動を行っているほか、正規職員の採用ということもあり、事務官も含めて、最高裁判所がYouTube、Twitter（現X）、Instagram等を利用して、採用広報動画を配信したり、裁判所のWEBサイトに情報を掲載するなどという手段を採っている。

■まずは調停委員になりたい人に届くように情報発信しているかという点がある一方で、調停委員は紛争解決に関与するという側面から、裁判所が調停委員になってほしい人に応募してもらうにはどうしたらよいかという点が大事だと思う。

弁護士として裁判所を利用する立場から、このような調停委員にいてほしいとかこのような人に調停委員になってほしいといった考えや意見はあるか。
○調停期日に代理人として出頭した際、調停委員が非常に丁寧に当事者の話を聞いてくれる中で、当事者も徐々に納得していくといったことがある。人の話を聞くことは本当に難しいが、傾聴に長けている人が良いと思う。また、自分の意見を押し付けない人にも調停委員になってほしい。今は研修制度が充実しており、自分の意見を押し付けないという基本姿勢について学んでおり、ほとんどの調停委員に柔軟な対応をしてもらっている。

広告を出すより、確保できる人数は少なくなっても、人同士のつながりで調停委員としての適性がある人を増やした方がよいと思う。例えば、民生委員や校長先生などの普段から様々な人と接している人は傾聴力があると思う。

■調停委員の適性がある人たちに的を絞って声を掛けていくために、こういう所にこそ足を運ぶべきだなどのお気付きの点や思い浮かぶところがあれば御紹介いただきたい。

○仕事上、市役所や児童相談所と関わることもあり、そういった機関の職員は専門知識を有している上に親身になって相談に乗ってくれたり、丁寧に話

を聴いてくれたりする。コミュニケーション能力や傾聴スキルに長け、専門的知識を有する職員が所属する機関に対し、調停委員について好奇心を持ってもらえるような周知をしてはどうか。社会福祉士や病院のケースワーカーは傾聴力や専門的知識が必要とされる職業なので、そのような方に声を掛ければ、興味を持ってくれる人がいるのではないかと思う。

■パンフレット等を持参する際に、広く適任者に声を掛けていただくよう依頼すべきだった。

○社会福祉士会や臨床心理士会の方は、職業柄、傾聴スキルを有しているので良いと思う。

昔は心理職といえは常勤形態が多かったが、最近の若い心理職の方の働き方として、複数の勤務先を組み合わせながら働くという形態が多い。調停委員は収入目的の仕事ではないことは理解しているが、拘束時間や収入面の条件を明確に示すことで、調停委員を選択してもらおう一つのきっかけになると思う。

■調停委員は非常勤職員であるものの、勤務条件等が分かりづらいという大変参考になる御指摘である。

○臨床心理士や社会福祉士は調停委員に相応しいと思った。

今回の説明や意見交換を通じて調停委員について初めて知ることが多かったが、認知度を上げていくことは大変だと思う。広く声掛けをしたり、SNSを利用することで認知度は上がるものの、調停委員に相応しい方に手を挙げてもらうには、声を掛ける団体をある程度絞る必要があるし、1回の声掛けで複数人確保できた実績があるようだが、何回か試してみないと分からないと思う。

私の勤務先も定年が65歳で、応募要件の70歳まで5年間しかないとなると、調停委員に応募しようと思うのはなかなか厳しい。急に変えられることではないが、高齢者が増えている状況を考えると、年齢要件が「原則として

70歳まで」といったような形で少し緩まれば、多くの方に挑戦してみようと思ってもらえるのではないか。

■大学の先生に調停委員のお声掛けをした場合に、研究や教育との兼ね合いもあると思うが、御協力いただけるものなのか。

○部署によるが、大学も人手が少なくなって非常に切迫した状況であるため、60歳を過ぎて兼業しようというのは難しいと思う。

○調停委員になるにはある程度の法律的知識や知見、経験が必要で、加えて人格者でなければならないことが大前提というイメージを持っており、調停委員になるハードルは高いと思っていた。

調停委員は人の話を聞く力が必須だと伺い、臨床心理士や医師が相応しいと思った。また、教師も相応しいというお話もあったので、医師会や教育委員会に対し周知協力を依頼することが方策としてあると思う。

○会社や役所に勤務しながら調停委員を務めることはおそらく無理だと思う。他方で、60歳辺りのタイミングで今までとは違う仕事をしてみたいという話もよく聞くものの、収入面の不安を持つ方もいるのではないかと考えている。定年延長により再雇用や再任用で週二、三日勤務の方々が、ある程度安定した状況を維持しながら残りの時間で新しいチャレンジをすることはあり得ると思う。

人材としては、人の話を聞く各種相談機関で働いている方は、調停委員の適性がかなりあると思う。

(3) 次回期日及び次回テーマ

今回は、「ウェブ会議を用いた家庭裁判所調査官の調査について」をテーマに、令和6年7月24日（水）午後1時30分から開催することとした。